

吳市教育委員会議題
(令和6年10月25日定例会)

吳市教育委員会

令和6年10月25日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第27号 令和5年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について
- 4 報告第28号 寄附受納について
- 5 報告第29号 民事訴訟の応訴について

報告第 27 号

令和 5 年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

令和 5 年度定期監査における教育委員会分の指摘内容に対する措置状況については、別紙のとおりです。

改善又は検討を要望する事項	措置状況
教育委員会 1 教育総務課 (1) 業務委託について、次の事例があった。 ア 「豊小児童送迎業務」ほかに係る仕様書において、自動車運転日誌を月ごとに作成し、毎翌月の10日までに提出することとしているが、7月分以降の当該日誌が提出されていなかった。 イ 「蒲刈地区スクールバス運行及び車両管理業務」の仕様書において、受注者は、整備管理者の選任届等の写し、3か月点検整備及び12か月点検整備の記録簿の写し並びに自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険証書の写しを提出することとしているが、いずれも提出されていなかった。 また、車両管理の状況に係る報告書を毎月提出することとしているが、令和4年6月以降の当該報告書が提出されていなかった。 当該事例については、実地監査当日に、未提出であった書類が提出され、保険加入や車両の点検整備が適切に行われていることは確認できたが、これらの事項は、委託業務の履行確認だけでなく乗車する児童生徒の安全に直結するものであり、その確認をしないまま業務を実施させることは適当ではない。 については、組織として厳格に対応するなど、適正な事務処理をされたい。 (2) 遠距離等通学費補助金において、補助金の交付決定を保護者に通知した後に、当該補助金の交付決定に係る起案をしていた。 については、適正な事務処理をされたい。	自動車運転日誌は、市の様式ではなく、受注者が社内統一の様式を使用していたため、提出するに当たり、市の様式に記載し直していました。定期監査後、受注者が本業務の自動車運転日誌を市の様式に変更したことで、日々の自動車運転日誌を提出できるよう見直されました。 また、毎翌月の10日に書類の提出がない場合、早急に書類を提出するよう受注者へ促しています。 提出月に必要書類が提出されていないことが判明した場合は、直ちに受注者へ連絡を行うように徹底しています。 また、車両管理の状況に係る報告書について、定期監査終了後、毎月提出されるように改善されました。 補助金の交付決定、保護者への通知について、別々で起案を行っていましたが、同一起案で行うように見直しを行いました。

改善又は検討を要望する事項	措置状況
2 学校教育課 (1) 「リンクアップコンサート映像業務」ほかにおいて随意契約を締結するに当たり、予定価格は非公表とすることとなっているにもかかわらず、設計書にこれを記載していた。 ついては、「契約の手引（契約課作成）」に留意し、適正な契約事務をされたい。 (2) 「呉の歴史絵本（合本版）電子化業務」に係る指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていた。 ついては、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程に基づき、適正な契約事務をされたい。 (3) 「小中で創る「未来の学び」実践事業」に係る補助金について、小中学校の校長を補助対象事業者として交付しているが、市の職員たる校長に補助金として支出するのは適当ではない。 ついては、適正な事務処理をされたい。 3 片山中学校 (1) 年次有給休暇の取得について、次の事例があった。 ア 時間休暇を開始することができる時刻は四半時とするとなっているにもかかわらず、開始時刻が四半時ではない休暇を取得していた。 イ 時間休暇取得後において勤務時間が30分未満となるような時間休暇の取得は認められていないにもかかわらず、これを取得していた。 ついては、時間休暇の取得に関する取扱要領に基づき、適正な事務処理をされたい。 (2) 子の看護のための休暇の対象とならない中学生の子に係る休暇の取得を承認していた。 ついては、子の看護のための休暇取扱要領に基づき、適正な事務処理をされたい。	令和6年2月9日に担当者に対し、「契約の手引（令和5年4月契約課作成）」の再確認及び適正な契約事務の遂行について指導しました。 令和6年2月9日に専決権者である担当部長へ本件について説明し、担当部長による押印を行いました。 令和6年4月1日に補助金交付要綱を一部改正し、補助金を校長から実践事業推進委員会に対して交付することといたしました。 御指摘の件につきましては、令和6年2月22日に、時間外休暇の取得に関する取扱要領第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、開始時刻を四半時とし、時間休暇取得後において勤務時間が30分未満とならない休暇に訂正し、適正に処理しました。 今後は、時間休暇の取得に関する取扱要領に基づき、適正な事務処理に努めます。 御指摘の件につきましては、令和6年2月22日に、子の看護のための休暇ではない休暇を取得するよう訂正し、適正に処理しました。 今後は、子の看護のための休暇取扱要領に

改善又は検討を要望する事項	措置状況
4 昭和中央小学校 寄附受納の際には、寄附者からの申出を受け、教育委員会に伺いを立てた上で、寄附申込書を受けることとなっているにもかかわらず、当該手続を行わないまま、寄附を受けていた。 については、適正な事務処理をされたい。	基づき、適正な事務処理に努めます。 令和6年2月7日に、寄附者から寄附申込書を受領しました。 令和6年2月27日に、寄附受納に係る決裁を受け、同日付で寄附受納書を寄附者に送付しました。 寄附を受ける際の手続について、朝会で教職員に周知しました。

寄附受納について

文化振興課

呉市立美術館の美術品として、次のとおり寄附申込みがあったので、これを受納した。

No.	寄附申込者	分類	作者	題名	評価額(円)	受納年月日
1	山本 恵子	日本画	すぎやま やすし 杉山 寧 よこやま たいかん 横山 大観	黒矮鶏 杜鵑	計12,700,000	R6.9.27
2	伊藤 章子	日本画	ふなだ ぎよひゆ 船田 玉樹	月に白梅	500,000	R6.9.27
3	芹澤 多恵子	油彩画	やました しなぞう 山下 品蔵	静物 早春の鹿島槍岳	計1,000,000	R6.9.27
4	平尾 広美	油彩画	やました しなぞう 山下 品蔵	静物画ほか4点	計2,500,000	R6.9.27
5	吉田 敦子	油彩画	やました しなぞう 山下 品蔵	鹿島槍岳春	500,000	R6.9.27
6	上田 毅	版画	みずふね ろくしゅう 水船 六洲	瓜壺	400,000	R6.9.27
7	泉賀 栄江	版画	ピエール＝オー ギュスト・ルノー ルほか	ベルヌヴァルの 海岸でほか1点	計1,140,000	R6.9.27
8	菅原 猛	版画ほか	たかはらよういち 高原洋一 いとうこうしゅう 伊藤公象	大地の寓意94-E ほか13点	1,200,000	R6.9.27
9	久保 俊寛	油彩画	くぼ しゅんかん 久保 俊寛	街 川岸の家	1,000,000	R6.9.27
10	荒巻 彰	油彩画	みなみ くんぞう 南 薫造	肖像(仮)	1,000,000	R6.9.27
11	古庵 晶子	陶	こあん ちえこ 古庵 千恵子	冠-VI	800,000	R6.9.27
12	高橋 秀夫	平面図形 ほか	たかはし しゅう 高橋 秀	Drawing k. L,681ほか12点	5,020,000	R6.9.27
					計27,760,000	



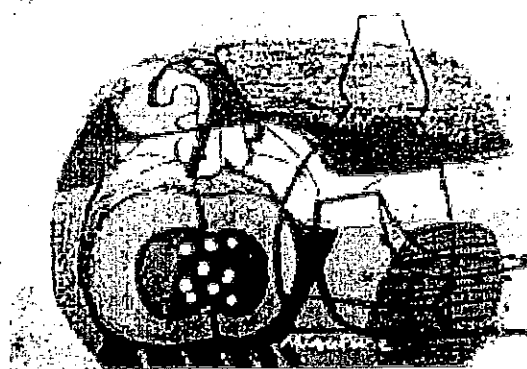
横山大観《杜鵑》



船田玉樹《月に白梅》



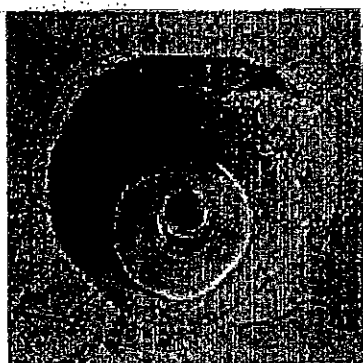
山下品蔵《早春の鹿島槍岳》



水船六洲《瓜壺》



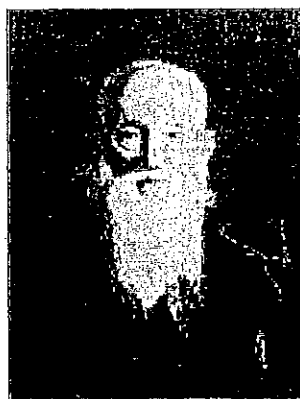
ルノワール
《ペルヌヴァルの海岸で》



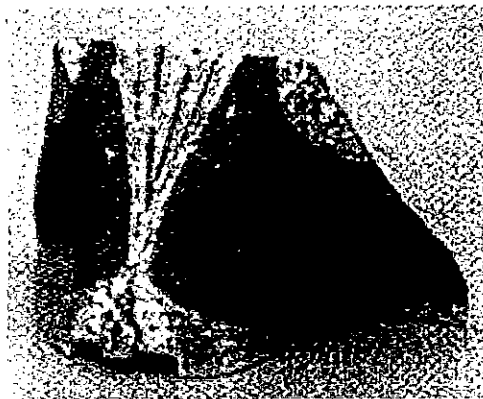
高原洋一
《太地の寓意94-E》



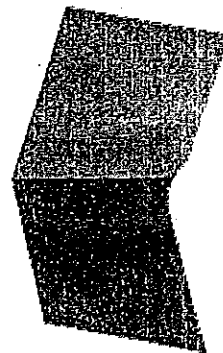
久保俊寛《街》



南薫造《肖像（仮）》



古庵千恵子《冠Ⅵ》



高橋秀《Drawing k.L, 681》